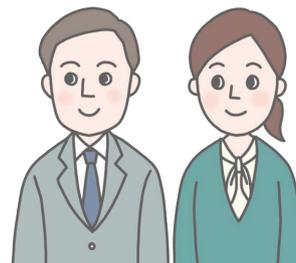


服務事故防止月間 あなたの学校は大丈夫ですか？

個人情報の紛失、体罰、不適切な指導、交通事故、わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメント、窃盗・占有離脱物横領等、都民の信頼を失墜する服務事故が後を絶ちません。

以下の服務事故防止のポイントをおさえて、組織的に改善しましょう。



1 服務事故を起こさないという自らの意識を高めること

服務事故は、「…したつもり」「このくらいなら大丈夫」という判断の甘さや自分勝手な解釈から発生することが少なくありません。研修等を通じて、服務事故に対する危機意識を高めましょう。

2 東京都の教職員としての自覚と責任をもった行動を習慣化すること

自己点検等を通じて、自らの行動を振り返り、東京都の教職員として服務規律を遵守した行動を習慣化しましょう。

3 報告、連絡、相談を常に意識し、組織的に服務事故を防ぐ体制を整えること

職場内で周囲への関心を高めて、違和感に気付いたときには互いに確認する体制を整えることで未然に防げる事故も多くあります。

新法施行

令和4年4月1日に、「**教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律**」が施行されました。教育職員等が、児童生徒に対して、わいせつな行為やセクシュアル・ハラスメントを行うことは、決して許されない行為です。この機会に、**服務事故に関する正しい知識と高い倫理観**を身に付け、教職員相互の理解と協力で、都民の信頼を失うことがないよう、服務事故を起こさない学校にしましょう。

問合せ先・相談窓口

人事部職員課

☎ 03-5320-6798